

神戸市アライグマ防除実施計画

平成 23 年 3 月

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 外来種問題の発生と取り組み	1
	(2) アライグマの特定外来生物への指定	1
	(3) 本市におけるアライグマ対策	1
	(4) 第2・第3のアライグマが発生しないように	2
2	特定外来生物の種類	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	3
5	現状	3
	(1) 生息状況	3
	(2) 被害状況	3
	(3) 捕獲状況	3
6	防除の目的	4
7	目標	4
8	防除の方法等	4
	(1) 防除の実施	4
	(2) 捕獲及び処分	4
	(3) 捕獲の記録及び報告	9
	(4) モニタリング	9
9	侵入の予防措置及び被害発生の防止措置	10
	(1) 侵入の予防措置	10
	(2) 被害発生の防止措置	10
10	合意形成の経緯	11
11	調査研究	11
12	普及啓発	11

1 計画策定の背景と目的

(1) 外来種問題の発生と取り組み

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

平成 14 年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決定されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）が公布され、平成 17 年 6 月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放すことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除[※]」が実施できるようになりました。

※防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の予防措置のことをいいます。

(2) 特定外来生物に指定されたアライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970 年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化して繁殖を続けるようになりました。こうして、野生化したアライグマは深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

(3) 神戸市におけるアライグマ対策

① アライグマ問題の発生

神戸市では、平成 10 年に生息が確認されましたが、その後、平成 14 年頃から生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害も増加し、国内では天敵がいない上に繁殖力が強く、雑食性で幅広い食性を有していることから、在来の生態系への被害も危惧されています。

さらに、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症を媒介することも懸念されています。

② これまでのアライグマ対策

農業被害や家屋侵入被害に対応するため、農地への侵入防止策とあわせて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」と表記します。）に基づく有害鳥獣捕獲を行ってきましたが、増加するアライグマの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

③ 今後のアライグマ対策

アライグマは前記のとおり、日本には生息すべきでない動物であり、神戸市においても、従来の対処療法的な被害対策から、計画的で効率的な対策が望まれています。

このため、兵庫県が平成18年6月に策定した「兵庫県アライグマ防除指針」に沿って、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を策定の上、計画的な防除を進めていくこととします。

(4) 第2・第3のアライグマ問題が発生しないように

アライグマが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、アライグマを安易に輸入・販売し、無責任に捨てたり、不十分な管理により逃亡された人間の責任といえます。

今後は、人間が家庭で動物を飼う責任を十分に理解し、アライグマの悲劇を繰り返さないように努めていくとともに、人間の責任で被害が発生したという事実を充分認識にした上で防除に努めていく必要があります。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：プロキユオン・ロトル）

3 防除を行う区域

神戸市全域

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

5 現 状

(1) 生息状況

神戸市では、平成 10 年に 2 頭捕獲されて以来、平成 13 年まで捕獲されることはありませんでしたが、平成 14 年に 6 頭が捕獲されたのを機に、平成 21 年度では市内全域で 941 頭が捕獲されるなど市内全域に生息が広がり、特に六甲山系より北側に位置する北区において生息数が激増しています。また、東灘区など六甲山系の南側の住宅地にも生息が確認され、市内各区において目撃されています。

(2) 被害状況

神戸市では、平成 14 年を機に各区に被害が広がり、六甲山系より北側に位置する北区（特に農村地域）において農業被害が激増しています。また、隣接する西区においても農業被害が発生しています。

〔平成 21 年度の農業被害額 1, 107 千円（兵庫県とりまとめ）〕

一方、東灘区など六甲山系の南側の市街地においては、屋根裏に棲みつく、家庭菜園を荒らすなどの生活環境被害が増加しています。

(3) 捕獲状況（※22 年度は 12 月末現在の概数）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
18 年度	65	20	21	20	436	2	7	0	25	596
19 年度	46	29	17	0	659	1	3	1	58	814
20 年度	51	92	22	1	680	10	23	6	64	949
21 年度	57	62	19	2	645	19	24	31	82	941
22 年度	57	104	19	7	510	34	54	19	54	858
合計	276	307	98	30	2,930	66	111	57	283	4,158

6 防除の目的

(1) 農業・家屋侵入等の人間生活に係る被害防止

野菜等を中心とした農作物への食害をはじめ、家屋侵入などの生活環境被害や動物由来感染症媒介による被害を防止します。

(2) 生態系に係る被害防止

在来の野生鳥獣等の捕食や競合等生態系への影響を防止します。

7 目 標

神戸市においては、アライグマの生息が市内の全域に拡大しており、その生息頭数もかなり多いものと考えられるため、本計画期間の目標は、『被害の低減及び生息頭数の減少』とします。

なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定を行います。

8 防除の方法等

(1) 防除の実施

神戸市における防除は、市が主体となって、兵庫県、社団法人兵庫県猟友会各支部、事業者、市民との協働と参画のもとに実施していきます。

(2) 捕獲及び処分

① 捕獲地域

農業被害・家屋侵入等の人間生活に係る被害の発生状況に応じて、捕獲を行います。

② 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として箱わなによる捕獲とします。

③ 捕獲体制

ア 捕獲従事登録

捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」と言います。）は、神戸市へ捕獲従事者届出（様式第1号）を行い、受付された捕獲従事者届出書の交付を受けます。

交付にあたっては、防除の目標・方法や注意事項等を説明するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した捕獲従事者台帳（様式第2号）を整備します。

イ 捕獲体制

捕獲にあたっては、初期段階で効果的な捕獲を実施するため、社団法人兵庫県猟友会各支部及び事業等と連携を図るとともに、市民の参画を得て、実施します。

a 地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成し、捕獲を実施します。

b 自ら居住する家屋の敷地や農業者が自ら耕作する農地における被害の低減を図るため、適切な捕獲と安全に関する知識を有すると認められた市民による捕獲を実施します。

ウ 捕獲従事者

a 捕獲班による捕獲

捕獲従事者は、原則として、使用する猟具に応じ鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲を行うことができることとします。

【狩猟免許を有しない者の要件】

i 市、社団法人兵庫県猟友会又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習等を受講した者。

ii 良識があり、必要に応じていつでも迅速に捕獲に従事できる者。

iii 施設賠償責任保険に加入している者。

iv 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、網・わな猟免許又はわな免許を所持する者が同行し、免許非所持者を指導・監督すること。

b 個人による捕獲

捕獲従事者は、原則として使用する猟具に応じ鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、狩猟免許を有しない者で

あっても捕獲できることとします。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- i 市又は社団法人兵庫県猟友会もしくは県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習等を受講した者。
- ii 良識があり、必要に応じていつでも迅速に捕獲に従事できる者。
- iii 垣・さくその他これに類するもので囲まれた自らが居住する家屋の敷地内及び農業者から自ら耕作・管理する農地において、土地所有者又借受人若しくは管理者の了承を得て、自己の責任・管理において、箱わなを設置して捕獲しようとする者。

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為には当たりません。

④ 捕獲に係る留意事項

捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

ア 錯誤捕獲の防止

- a 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断することとします。
- b 夜間に捕獲されることが多いため、わなの設置期間は、原則として朝を中心に一日一回以上の巡視を行うこととします。

イ 事故の発生防止

- a 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市に受付された捕獲従事者届書を携帯するものとします。
- b わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等、周辺への完全確保を徹底することとします。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- c アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどをこととします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し必要に応じて医療機関

の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。

- d 使用後の箱わなは、バーナーによる消毒を行い、感染等を防止することとします。
 - e 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識に、捕獲従事者の住所・氏名・電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとします。
- ウ 防除区域及び期間の配慮
- a アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとします。
 - b 鳥獣保護法第 2 条第 5 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第 55 条第 1 項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施することとします。
 - c わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせないことのないよう実施することとします。
- エ 捕獲に係る禁止及び制限措置
- a 鳥獣保護法第 12 条第 1 項第 3 号又は第 2 項で禁止又は制限された捕獲は行わないこととします。
 - b 同法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
 - c 同法第 35 条第 1 項で銃猟禁止区域として指定されている区域において、銃器による捕獲を行わないこととします。
 - d 同法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこととします。
 - e 銃器による捕獲を行う場合は、同法第 38 条で禁止されている行為を行わないこととします。

※箱わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されません。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したアライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法

により殺処分することとします。

その方法として、捕獲場所から処分場所等への運搬に伴いアライグマにかかるストレスや運搬が困難な場所での捕獲を勘案するとともに、運搬従事者の感染症等への危険性を勘案し、捕獲現場及びその付近で炭酸ガスを用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分することとします。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととします。

なお、いわゆる里親制度として、引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合は、市は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとします。

【伝達すべき要件】

- a 外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ている。(許可条件は下記のとおり)
- b 捕獲されたアライグマを速やかに引き取ることができること。
- c 一定期間ごとに、引き取りをされた個体の飼養等の状況(個体の大きさ、重量の情報、取扱い状況及び当該内容を示した写真など)について市に報告すること。

【参考】防除された個体等の引取飼養等の許可条件(環境省通知)

- 飼養等をしようとする特定外来生物が、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること。
- 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること。
- 次の事項を飼養等許可条件として付すことを、許可申請者が了承すること。
 - ◆ 飼養等をするのできる数量の上限を定めること。
 - ◆ 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。
 - ◆ 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。

- ◆ マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
- ◆ 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について主務大臣に報告すること。
- ◆ 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。

（参考）処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号）

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」（平成8年動物処分法関係専門委員会編、(株)日本獣医師会発行）や米国獣医学会（AVMA）により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

⑥ 殺処分後の個体処理

山野に放置せず、速やかに処分することとし、感染症の危険性等を勘案して、原則として焼却処分することとします。

やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮し、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

(3) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、設置した箱わなごとに捕獲報告書（様式第3号）を作成し、神戸市に提出するものとします。

神戸市は、捕獲報告書をもとに、捕獲実績報告書（様式第4号）を作成し、兵庫県神戸県民局神戸農林水産振興事務所の四半期ごとに報告することとします。

(4) モニタリング（継続監視）

神戸市は、兵庫県と連携して、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めます。

①神戸市は、住民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃情報、捕獲情報を

「特定外来生物目撃等記録表」(様式第5号)に記録し、四半期ごとに兵庫県神戸県民局神戸農林水産振興事務所に提出することとします。

②捕獲した個体は、兵庫県等からの要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てます。

9 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

自治会や農会等地域ぐるみで、アライグマの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避と軽減を図ります。

(1) 侵入の予防措置

① 誘引条件の排除

次のことを普及啓発します。

ア 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。

イ 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。

ウ 残飯を屋外に放置しない。

エ ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

② 家屋等への侵入禁止

アライグマは、樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た人家の屋根裏、納屋、廃屋に棲みつき、繁殖する場合があるため、アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように、換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入をぼうしするよう住民へ普及啓発を行います。

(2) 被害発生の防止措置

① 防護柵の設置

アライグマの防護柵として、電気柵を設置する場合には、周囲の安全に充分注意するものとします。

また、草が架線に接触すると漏電し、通電しないため、草刈りを適正に行うか、地面から10cmにトタンを設置し架線を地面から離すように工夫をすることが大切です。

果樹の被害対策としては、被害木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにすることも有効となります。

② 侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、侵入箇所を防ぐようにします。

1.0 合意形成の経緯

- (1) 兵庫県は、学識経験者、農業関係団体、自然保護団体、動物愛護団体、狩猟団体、市町の代表者で構成される「特定動物対策検討会議」を平成17年10月から開催し、アライグマ問題に係る課題と対策の方向性、兵庫県アライグマ防除指針の内容等について検討しました。
- (2) また、兵庫県は上記指針に対する県民意見（パブリックコメント）平成18年4月3日から5月2日まで募集し、可能な限り指針に反映させています。
- (3) 神戸市においても、上記の経緯を踏まえ、また国において引き続き被害の恐れがあり、今後も防除を実施していく必要があるとされたため当該防除計画を策定しました。

1.1 調査研究

防除実施計画の策定にあたっては、兵庫県立人と自然の博物館による調査結果と参考にしました。

今後も効果的な防除手法の検討と生息実態や被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めます。

1.2 普及啓発

多くの市民が自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識したうえで、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、兵庫県と連携して、広報パンフレットの作成、インターネットによる情報提供、セミナー・環境学習（他機関が行うものを含む）などを行うこととします。